

第4回検討委員会のご意見及び対応

令和7年3月14日(金)

熊本市環境政策課

- 1 第4回検討委員会の主なご意見等
- 2 参考項目の区分について
- 3 緑（量・質）の評価手法について

1 第4回検討委員会の主なご意見等

第4回検討委員会における「参考項目の区分」、「緑（量・質）の評価手法」に関する主なご意見等は次のとおりである。

① 参考項目の区分について

- 新たに追加する4つの参考項目（電波障害、風害、緑（量・質）、地域交通）が「その他の環境要素」として位置付けられているが、緑については動植物、生態系と関連性が深いなど各項目で特徴があるため、参考項目の区分を見直してはいかがか。

② 緑（量・質）の評価手法について

- 緑（量）の評価指標として、「緑被率」が示されているが、木本類を基本とした緑被率で評価するのか、それとも草本類の芝張りなども含めた緑被率で評価するのか。
- 緑（質）の評価指標として、「良好に生育している樹種と併せた多様な緑の回復」、「立地環境に応じた緑化樹種の選定」などが例示されているが、これらを事業者を求めることとなった場合は、事業者への負担が大きくなるか。

2 参考項目の区分について

(1) 前回の参考項目の区分

前回の検討委員会では、新たに追加する4つの参考項目(電波障害、風害、緑(量・質)、地域交通)を「その他の環境要素」の中で整理することとしていた。

○ 前回の参考項目の区分(案)

例：大規模建築物(高層建築物)の新築の事業に係る参考項目

② 環境要素の区分 ① 影響要因の区分		大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境					動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス	文化財		
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素												
		窒素酸化物	粉じん等							日照障害	電波障害	風害									緑	地域交通
工事の実施	雨水の排水					○	○															
	造成工事及び工作物の設置工事		○											○	○	○		○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○															○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行	○	○	○	○															○		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	施設の利用																	○	○			
	自動車の走行	○		○	○								○						○			

新たに追加する4つの参考項目を「その他の環境要素」として整理

新たに追加する4つの参考項目を「その他の環境要素」として整理

2 参考項目の区分について

(2) 参考項目の区分の見直し

新たに追加する4つの参考項目の位置付けについては、熊本県の技術指針の参考項目の区分を基本としつつ、その特性や目的を考慮して既存の参考項目の区分に含めるものと独立した大項目の区分として新たに設定するものとして整理する。

参考項目	参考項目の位置付け
電波障害・風害	「大規模建築物(高層建築物)」の新築のみの参考項目であるため、「 <u>その他の環境要素</u> 」として設定する。※ 熊本県では、大規模建築物(高層建築物)に特有の「日照阻害」を「 <u>その他の環境要素</u> 」に位置付けている。 ⇒ <u>既存の参考項目の区分に含める。</u>
緑(質・量)	「植物」と異なる観点から、「緑の量」として緑被率や緑視率、「緑の質」として植栽予定種の環境適合性など独自の評価を行うため、 <u>新たな環境要素として設定</u> する。※ 後述する。 ⇒ <u>独立した大項目の区分として新たに設定する。</u>
地域交通	事業による交通量の変化を定量的に把握し、交通混雑の緩和について評価することを目的としており、熊本県のどの環境要素とも性質や目的が異なるため、 <u>新たな環境要素として設定</u> する。 ⇒ <u>独立した大項目の区分として新たに設定する。</u>

2 参考項目の区分について

補足①：「植物」と「緑(量・質)」の環境影響評価の違いについて

① 「植物」の環境影響評価

(重要な種及び群落並びに注目すべき生育地)

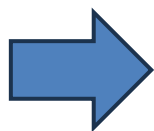
レッドデータブック掲載種など保全が必要な重要な種及び群落や注目すべき生息地について、文献調査や現地調査により把握し、事業による分布や生育環境などへの影響を予測・評価する。

② 「緑(量・質)」の環境影響評価

(緑の量及び緑の質)

既存の緑地等を含む「緑の量」及び新たに植栽等により形成される「緑の質」が対象(技術指針別表に記載)

緑の量(緑被率、緑視率)や緑の質(植栽予定種の環境適合性)について、文献調査や現地調査により把握し、事業による緑の量の変化や緑の質を予測・評価する。



よって、「植物」と「緑(量・質)」では、環境影響評価の内容が異なるため、「緑」は独立した大項目として設定する。

2 参考項目の区分について

(3) 本市の参考項目の区分(案)

新たに追加する4つの参考項目について、次の表のとおり、「電波障害」、「風害」を「その他の環境要素」として設定し、「緑(量・質)」、「地域交通」は独立した大項目として設定する。

○ 参考項目の区分(案)

例：大規模建築物(高層建築物)の新築の事業に係る参考項目(技術指針-別表第31)

② 環境要素の区分 ① 影響要因の区分		大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境			動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との 触れ 合いの活動の場	廃棄物等		温室 効果ガス	文化財	地域交通	
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素												
		窒素酸化物	粉じん等							日照障害							電波障害	風害				
工事の実施	雨水の排水					○	○															
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○				○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○															○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行	○	○	○	○															○		○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
	施設の利用																	○				
	自動車の走行	○		○	○															○		○

「緑」と「地域交通」を大項目として設定する。

「緑」と「地域交通」を大項目として設定する。

2 参考項目の区分について

補足②：「緑(量・質)」の位置づけについて

熊本県の技術指針で定める参考項目の区分を踏まえつつ、これまでのスライドの整理に基づき、「**電波障害**」、「**風害**」、「**緑**」、「**地域交通**」を次のとおり追加する。

■ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- ◎ 大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、その他）
- ◎ 水環境（水象、水質、水底の底質、地下水の水象及び水質、その他）
- ◎ 土壤環境・**その他の環境**（地形及び地質、地盤、土壤、**その他（電波障害、風害等）**）

■ 生物の多様性の確保並びに自然環境の体系的保全**及び創出**

- ◎ 動物 ◎ 植物 ◎ 生態系 ◎ **緑**

■ 人と自然との豊かな触れ合いの確保

- ◎ 景観 ◎ 人と自然との触れ合いの活動の場

■ 環境への負荷

- ◎ 廃棄物等 ◎ 温室効果ガス等

■ 文化財の保全

- ◎ 文化財

■ 一般環境中の放射性物質

- ◎ 放射線の量

■ **交通混雑の緩和**

- ◎ **地域交通**

「緑」の位置づけは後述する。

2 参考項目の区分について

補足②：「緑(量・質)」の位置づけについて

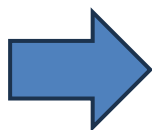
緑の量及び緑の質では、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質を対象に以下の内容を踏まえて環境影響評価を行う。

緑(量・質)

緑化に限定しないため、広義である「緑」として整理

本市では、豊かな自然環境が残る地域特性を有することから、「緑の量」では、新たな緑化に限らず、既存の緑の保全にも着目する。また、「緑の質」では、新たに形成される緑の質(役割:生物多様性の保全に資する緑化など)にも着目する。

※ 地域の植生調査結果を踏まえた植栽の選定など「植物」との関連性も高い。



よって、「生物の多様性の確保並びに自然環境の体系的保全」に位置付け、「緑(量・質)」では、緑の形成も含まれるため、「創出」を追記し整理する。

3 緑（量・質）の評価手法について

（１） 前回の「緑（量・質）」の参考手法

前回の検討委員会では、「緑（量・質）」の調査手法及び予測手法は、各自治体の参考手法を踏まえ、次の表のとおり設定し、評価方法の例は、表の下欄のとおりとして説明した。

区分	調査手法	予測手法	環境適合性
項目	緑の量（ 緑被率、緑視率 ） 緑の質（ 現存植生状況、植栽予定樹種等 ）	緑の量の変化（緑被率、緑視率） 緑の質の変化（緑化計画、緑化樹種等）	
手法	文献調査、現地調査	事業計画の内容から推定する方法、類似事例から推定する方法、その他適切な方法	
地域等	計画地及びその周辺地域	計画地	
時期	影響を的確に把握できる時期とする。 現地調査は、春から秋季にの間に設定する。	影響を的確に把握できる時期を予測時期とする。	

<評価方法の例>

○ **開発行為における緑化の基準による評価（緑の量：緑被率）**

工場・事業所のための開発行為の場合には**開発面積に応じた緑化の基準を参考に評価**することが考えられる。

○ **緑の基本計画の「基本方針（緑を活かす）」を踏まえた評価（緑の質：役割）**

都市部のグリーンインフラ機能の促進や良好に生育している樹種と併せた多様な緑の回復、立地環境に応じた緑化樹種の選定により、**緑の質（機能）を向上する保全措置の有無を評価**することが考えられる。

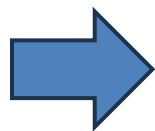
緑の質は特にポジティブな面の評価に関して説明

3 緑（量・質）の評価手法について

補足②：環境影響評価制度での評価手法

評価の前提

事業者が「① 環境影響の回避・低減に係る評価」や「② 基準又は目標との整合に係る評価」を行い、環境影響評価審査会の審査を経て、事業計画の評価を行う。



環境影響評価制度で、新しく基準や目標を作成するものではない。

① 環境影響の回避・低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

② 基準又は目標との整合に係る評価

国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって環境保全に関する基準又は目標が示されている場合には、「当該基準又は目標」と「調査及び予測の結果」との間に整合が図られているかどうかを評価する。

3 緑（量・質）の評価手法について

（２）緑の量の評価手法の例

事業に応じた緑化の基準や
樹種の要件を踏まえて評価を行う

① 開発行為における緑化の基準

本市では、「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場や事業所、共同住宅の整備などを行う場合に緑化を求めている。

建物用途	開発面積	緑化面積
工場・事業所	3,000㎡未満	開発区域の <u>10%以上</u>
	3,000㎡以上 9,000㎡未満	開発区域の <u>15%以上</u>
	9,000㎡以上	開発区域の <u>20%以上</u>
共同住宅		開発区域の <u>10%以上</u>

※ **緑化面積**:緑地帯、植樹帯、屋上緑化、壁面緑化、樹木、地被類、緑化ブロック、既存の樹木等を計上する。
草地(雑草)やプランター等移動できるものは緑地の面積とみなすことはできない。

② 風致地区制度における植栽の基準

本市では、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内で建築物等の建築や宅地の造成などを行う場合に植栽を求めている。

- ・ **緑被率**(敷地面積に対する緑被面積の割合)が20%以上あること。
- ・ **中高木率**(敷地面積に対する中高木緑被面積の割合)が10%以上あること。

植栽の基準

※ 良好な自然的景観を確保することを目的としているため、芝張り、地被植物については、「建物の遮蔽」効果がないため、緑被面積には計上できない。また、植栽にあたって望ましい樹種が示されている。

3 緑（量・質）の評価手法について

（４）緑の質の評価手法の例

緑の質に関しては、事業開始後においても植栽予定種が適切に生育できるかの観点で調査・予測・評価を行うことを基本とする。

○「緑の質」の基本的な調査、予測、評価の流れ

植栽予定種が適切に
生育できるか評価を行う

調 査	● 現存植生の状況及び生育状況、生育環境の状況、植栽実績等 <u>植栽予定種の環境適合性を評価するための基礎資料を得ることを目的</u>として、事業実施区域及び周辺区域の現存植生の状況や生育状況（樹勢・樹形・葉色等により確認）、生育環境を調査する。また、必要に応じて地域の植栽実績や植栽予定種の特性等を文献資料等で確認する。
予 測	● 植栽予定種が、供用後に良好な生育ができる種であるか否かの環境適合性を予測する。 ・ 周辺の現存植生調査結果から自然環境で良好に生育している種 ・ 周辺の沿道や公園等に、植栽されており良好に生育している種 ・ その他植栽予定種の環境適合性に関する知見（良好な植栽実績などの類似事例） など
環 境 保 全 措 置	例：良好な生育環境の保持の視点 ・ 土壌、水はけ、日当たり等の生育条件に留意した緑化計画の検討。 ・ 樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。 など
評 価	・ <u>植栽予定種の環境適合性</u>

3 緑（量・質）の評価手法について

（５） 緑の質のプラスαの評価手法の例（ポジティブアセスメント）

本市では、「緑の基本計画」で緑のもつ多面的な機能や効用である「緑の質（役割）」を向上することとしており、このような取組の検討も環境影響評価手続の中で促し、実施する事業者を積極的に評価する。

○ 「緑の質」に関するプラスαの具体的な評価手法の例

多様な緑の回復等（任意）は環境へのプラス面として評価する

緑の質（ <u>役割</u> ）	具体的な手法の例
1. 都市環境の維持・改善	・ グリーンカーテンや屋上緑化（ <u>緑陰、気温上昇緩和等</u> ） など
2. 良好な都市景観の形成	・ 高木、中木、低木、地被植物を適切に組み合わせ、見通しの良い、安全・安心に配慮した植栽（ <u>美的修景</u> ） など
3. 都市の安全性の確保	・ 植栽スペースの雨水貯留機能によるグリーンインフラ（ <u>雨水流出の負荷軽減</u> ） など
4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供	・ 花見や散策などの様々なレクリエーションの場としての緑地の整備 ・ 公開（ <u>季節感の創出、人と自然との触れ合いの場の提供</u> ） ・ 敷地内オープンスペースの緑化（ <u>社会貢献活動</u> ） など
5. 精神的充足	

事業者負担が必ずしも過大になるものではない

出典：緑の基本計画（令和3年3月改訂）



「緑の質」では、「植栽予定種の環境適合性」の評価に加え、事業者による上記の自主的な取組（緑の質（役割）に資する取組）などを促し、積極的に評価する。